

フロン類回収業者および解体業者の皆様へ

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

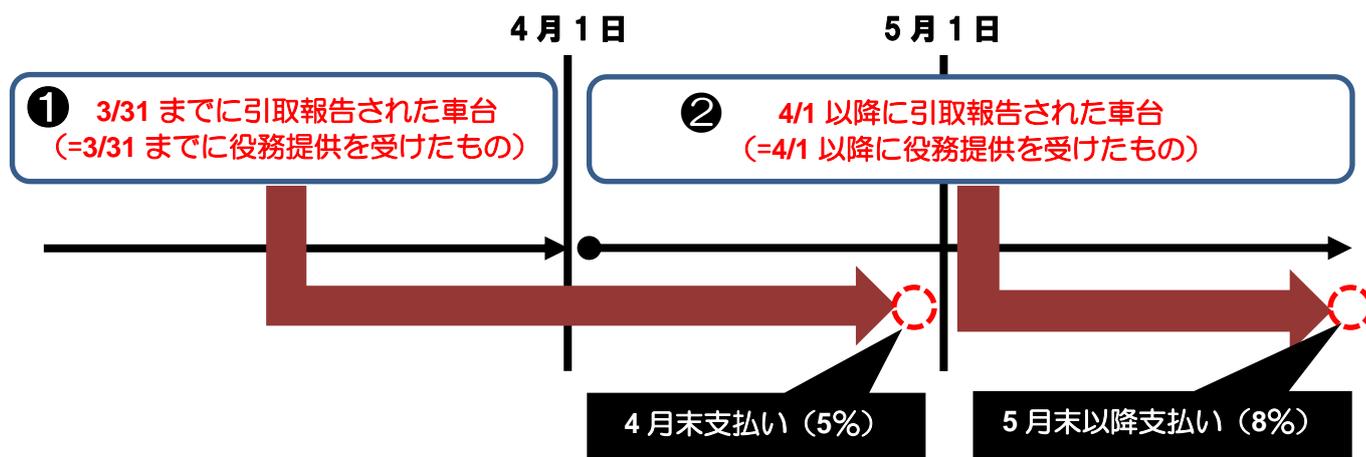
消費税法改正に伴う料金のお支払いについて

平素はフロン類・エアバッグ類の処理業務ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、このたびの消費税法改正に伴い、本年 4 月以降にお支払いする料金につきまして、以下の通りご案内いたします。

〔対象となる料金〕

- ▷ フロン類 回収料金
- ▷ フロン類 運搬料金
- ▷ エアバッグ類 回収料金
- ▷ エアバッグ類 作動料金
- ▷ エアバッグ類 運搬料金



- ① 3/31 までに指定引取場所において引取報告が実施された車台分については、4 月末日のお支払いにおいて消費税率 5%を加算します。
- ② 4/1 以降に指定引取場所において引取報告が実施された車台分については、5 月末日以降のお支払いにおいて消費税率 8%を加算します。

お問合せ先：

一般社団法人 自動車再資源化協力機構（管理部）

TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org